

サプライヤー行動規範

前文

Webasto SE 及びその関連子会社（Webasto SEが直接又は間接的にその株式の過半数を有する会社を指します。以下、Webasto SEとかかる会社をあわせて「ベバスト」といいます。）は、グローバルな事業活動を通じて、誠実さ、倫理的行動、及び法令遵守に取り組んでいます。ベバストの内部行動規範（以下「COC」）は、法令に適合し、安全で、尊重されるべき、環境に対して責任ある労働環境を確保するための基準を定めています。

ベバストにサービスや商品を提供する契約上のパートナー（以下、「サプライヤー」といいます。）は、ベバストの成功に不可欠であり、その行動はベバストに直接反映されます。ベバストは、サプライヤーとの持続可能かつ協力的な信頼関係に基づき、ベバストのコアバリューを共有するサプライヤーとのみ提携することを目指し、かつ、継続的なサプライヤーの開拓並びにサプライヤー及びそのサブサプライヤーの一貫した管理を通じてベバストのサステナビリティ活動を改善していきます。そのため、ベバストはサプライヤーに対して、このベバストサプライヤー行動規範（以下、「本SCOC」といいます。）に規定されたすべての規制を受け入れるよう要請します。

本SCOCは、ベバストが各サプライヤーに求める最低限の遵守すべき基準を定めたものです。本SCOCはCOCをベースとしながらも、新規サプライヤーの選定や既に選定済みのサプライヤーのリスト化にとって重要な倫理的、環境的、社会的な基準など追加的な要件を反映させています。ベバストは、サプライヤー及びその従業員、下請業者、サブサプライヤーが、そのサプライチェーンにおいてこの本SCOCの要件を満たすことを期待します。

ベバストにとって、サプライヤーの社会的及び環境的パフォーマンスを、直接的若しくは間接的に又は第三者によって定期的に評価できることは必須です。この評価には、環境、労働慣行、公正なビジネス慣行、持続可能な調達に対する評価が含まれます。また、この評価は、リスクの特定や監査対象場所の選定にも使用されます。サプライヤーはこのような評価に同意するものとします。

本SCOCは、その現地で適用される法律又は規制によって優先される規定を有する場合があります。サプライヤーとの契約は、契約条件によって規定されますが、本SCOCと契約条件との間に矛盾がある場合、契約条件に明示されていない限り、本SCOCに規定された義務が適用されるものとします。ベバストは、本SCOCへの確固たるコミットメントを示すサプライヤーとの関係の構築と維持を希望しますが、サプライヤーが本SCOCのいずれかの規定に違反したとベバストが判断した場合、ベバストは、いかなる契約又は合意をも解除する権利を留保します。

ベバストは、サプライヤーである皆様が本SCOCに精通し、日々の業務において考慮されることを期待しています。なぜなら、私たちの優れた評判は、私たちのビジネスの誠実さにもかかっているからです。

2023年5月

目次

1.	社会的原則	3
1.1	人権	3
1.2	結社の自由と団体交渉の権利	3
1.3	強制労働の禁止	4
1.4	児童労働の禁止	4
1.5	労働時間・報酬	5
1.6	差別、ハラスメントの禁止	5
1.7	多様性、公平性、インクルージョン	6
1.8	労働安全衛生	6
1.9	公的及び私的な警備員の配備	7
1.10	土地、水、森林の権利保護、不法な強制立退きの禁止、少数民族と原住民の尊重	7
1.11	人権擁護活動家の保護	8
2.	環境原則	8
2.1	環境保護、エネルギー削減、天然資源保護	8
2.2	グリーンマテリアル、資源の保護、再利用とリサイクル	9
2.3	規制物質とCO ² 排出量	9
2.4	材料の明細化	10
2.5	紛争鉱物	10
2.6	生態系、生物多様性、水資源保護	11
2.7	有害物質と廃棄物	11
3.	企業倫理原則	11
3.1	腐敗防止、贈収賄防止及びマネーロンダリング防止	12
3.2	反競争的行動	12
3.3	機密保持	12
3.4	プライバシー及び知的財産	12
3.5	人工知能	12
3.6	制裁	13
4.	一般原則	13
5.	報告及び対策	13
6.	監査	13
7.	コマースシャルフローダウン	14

1. 社会的原則

サプライヤーは、自社及びサプライチェーンにおいて、すべての取引に関し本SCOCにおける以下の社会的原則の規定を確実に遵守するものとします。サプライヤーは、潜在的に人権への悪影響が懸念されるバリューチェーンにおいて物品やサービスをベバストに供給するにあたり、自社における人権デューデリジェンス手続（人権デューデリジェンス・プロセス等）を確立し、かかる確立された手続に基づき人権に関連して系統的かつ適切なデューデリジェンス措置を講じることを約束します。上記の事項に関し、サプライヤーに適用されるデューデリジェンスに関する国内の法令（例えば、ドイツのサプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律（2021年7月16日）（SCDDA）や、国連のビジネスと人権に関する指導原則（国連指導原則）に定める要求事項並びに関連するOECDガイドライン及び指針）は決定的に重要です。上記のデューデリジェンスにつき、サプライヤーは自身の会社規模と売上、製品とサービスのタイプと原産地、使用される原料等に応じて、特に関連するリスクに応じて、かかるデューデリジェンスの妥当性と範囲を判断するものとします。

1.1 人権

サプライヤーは、人権がまだ十分に保護されていない地域を含め、すべての事業活動において人権を尊重することを約束します。サプライヤーは、基本的人権の侵害に関する共犯関係や共謀行為の状況の防止に努めることに同意します。サプライヤーは、サプライチェーン全体を通じて、人権を尊重する責任を果たすことを約束します。特に、「国連世界人権宣言」（1948年）、SCDDA、国連指導原則並びに関連するOECDガイドライン及び指針を遵守することを約束します。

1.2 結社の自由と団体交渉の権利

適用される現地の法律に則り、サプライヤーは、すべての労働者が自らの選択で労働組合を結成し加入する世界的な権利を認め、組合の独立性と多元性を維持することを約束するものとします。サプライヤーは、団体交渉を推進することを約束します。サプライヤーは、さらに、組合員やリーダーを保護し、あらゆる形態の反組合的な差別を行わないことを約束するものとします。サプライヤーは、特に以下のような規則（以下、「本規則」といいます。）を遵守することを約束します。

- ILO 結社の自由及び団結権の保護に関する条約（1948年）（第87号）
- ILO 団結権及び団体交渉権条約（1949年）（第98号）
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年12月19日採択）第22条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年12月19日採択）第8条
- ILO 労働者代表条約（1971年）（第135号）

サプライヤーは、本規約から生じる関連する権利を従業員に周知するもの

とします。

サプライヤーは、本規則から生じる権利が制限なく適用されるよう、管理者を教育するものとします。さらに、これらの権利が法律で保障されていない場合は、団体交渉のための明確な規則と枠組の条件を定めるか、又は代替手続きを確立するものとします。これらの追加規則はすべての労働者にも適用されるものとします。

1.3 強制労働の禁止

サプライヤーは、強制労働、奴隷労働、年季奉公、非自発的又は搾取的な囚人労働、奴隷制、奴隷的慣行、隷属や極端な経済的・性的搾取や屈辱等の職場環境におけるその他の形態の支配・抑圧、人身売買を使用してはなりません。サプライヤーは、労働施設における労働者の移動の自由に対して、いかなる種類又は形式の不当な制限も実施しないものとします。各労働者は、それぞれの母国語又は当事者間で選択された他の言語のいずれかで、合意した基本的な雇用条件の記録を提供されるものとします。採用プロセスにおいて賃金や経費を差し引いたり、手数料を請求したりすることで、労働者に金銭的負担を課すことは禁じられています。サプライヤーは、身分証明書を差し止めたり、労働者の意思に反するその他の措置を取ったりして、労働者の移動を制限してはいけません。特に、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束するものとします。

- ILO 強制労働条約（1930年）（第29号）
- ILO強制労働廃止条約（1957年）（第105号）
- ILO最悪の形態の児童労働に関する（1999年）（第182号）
- ILO強制労働条約（1930年）の2014年議定書

サプライヤーは、採用、昇進、解雇の実施手順を定めた明確な方針を設定するものとします。また、サプライヤーは自社内及び人材紹介会社やスカウト業者などの第三者との間における労働・採用慣行をどのように監視し、適切な記録をどのように保存しているかにつき概要を説明するものとします。労働条件及び雇用契約は、書面で明確に文書化されなければなりません。

1.4 児童労働の禁止

サプライヤーは、自社内及びサプライチェーン内の自身のサプライヤーによる児童労働をいかなる状況においても容認しないことを保証します。サプライヤーは、世界中の児童労働の撲滅に貢献することを約束します。すなわち、ここで言う児童とは、義務教育修了年齢未満、国内での最低就業年齢未満、又は15歳未満のうちいずれか高い方の年齢に満たない者を意味します。法定雇用年齢以上であるが18歳未満の者は、夜勤や残業を含め、健康や安全が脅かされる可能性のある業務を行ってはならないものとします。特に、これに限定されるものではありませんが、サプライヤーは、上記の目的のため従業員及び求職者の年齢データを確認し、また以下の規則を遵守することを約束します。

ILO 最低年齢条約（1973年）（第138号）

- 国連 児童の権利条約（1989年）
- ILO 最悪の形態の児童労働条約（1999年）（第182号）。

別個の方針として、サプライヤーは、自社の事業及びサプライチェーンにおいて、上記の規則に従い児童労働を禁止するものとします。サプライヤーは、かかる規則を法的拘束力のある契約や協定に取り込むものとします。

サプライヤーが業務において児童労働を発見した場合、当該児童を雇用から排除するだけでなく、適切な教育プログラムへの入学など、適切な改善措置が取られるように処置するものとします。

1.5 労働時間・報酬

サプライヤーは、労働時間が現地の法律又は業界標準で定められたものの内いずれかより高い保護を労働者に付与する最長の労働時間、最低休憩時間、休憩時間を超えないように手続を実施することを約束します。サプライヤーは、適用されるすべての賃金や手当にかかる法令、残業時間、法的に義務付けられた手当の給付を遵守して、労働者に報酬を支払うことを約束するものとします。労働者は、行った仕事に対する正しい報酬を確認するために、各給与期間の十分な詳細情報を含む賃金明細書を提供されなければなりません。特に、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束します。

- ILO労働時間（工業）条約（1919年）（第1号）
- ILO労働時間（商業及び事務所）条約（1930年）（第30号）
- ILO 同一報酬条約（1951年）（第100号）
- ILO パートタイム労働条約（1994年）（第175号）

賃金及び手当は、正規雇用の賃金を考慮に入れ、適切な生活水準を提供しているかどうかを判断するため、定期的に見直すものとします。また、賃金及び手当は、労働組合との交渉又は別の参加形態を通じて合意されるものとします。

サプライヤーは、業界の取り組みにおいて、法定最低賃金を上回る賃金・手当の給付を支援するものとします。

1.6 差別、ハラスメントの禁止

サプライヤーは、平等な扱いを確保しつつ、人種、肌の色、民族的出自、性別、性自認、宗教又は信条、年齢、障害、妊娠、親子関係、婚姻状況、政治的所属、性的指向に基づくいかなる差別やハラスメントも行わず、受け入れず、また関与しないものとします。性別にかかわらず、同一価値労働に対する同一賃金の原則を適用しなければなりません。サプライヤーは、職場における機会均等を保証し、あらゆる形態の差別やハラスメントを禁止し、女性の権利を含むがこれに限定されない、この点に関して適用されるそれぞれの法令に従うものとします。サプライヤーは、適切な規則を採用し、全従業員にこれを明確に伝えるものとします。また、差別やハラスメントの具体的な事例を直ちに終息させ、影響を受けた人々を保護するた

めの措置を講じなければなりません。特に、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束します。

- ILO 同一報酬条約（1951年）（No.100）
- ILO 差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）（No.111）
- 国連 市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年）
- 国連 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年）

サプライヤーは、特に人事決定において、差別とハラスメントを認識し防止するためにマネジャーと従業員に十分な訓練を受けさせるものとします。サプライヤーは全従業員に対し、定期的に差別とハラスメントを認識し、違反行為を報告するための手順について、研修などの形で説明するものとします。

1.7 多様性、公平性、インクルージョン

サプライヤーは、全世界の全従業員の多様なスキルや経験を、相違や類似にとらわれずに支援することを約束するものとします。サプライヤーは、公平、公正であること、及び社会的・文化的多様性の尊重並びにインクルージョンを促進し、適用される法令が定める通り違法な差別、ハラスメント、蔑視がない職場環境を従業員に提供することを約束するものとします。さらに、サプライヤーは、機会均等な雇用主であることを約束し、パフォーマンスと能力に基づいたすべての行動、義務、及び取組みを履践するものとします。特に、これに限定されるものではありませんが、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束します。

- ILO 原住民及び種族民条約（1989年）（第169号）
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）
- 民間軍事会社のための国際行動規範（2010年）

1.8 労働安全衛生

サプライヤーは、安全で健康的な職場環境は、製品とサービスの質を高めるだけでなく、生産の一貫性、労働者の定着と士気を維持するという概念を支持します。したがって、サプライヤーは、社内のすべての責任レベルの従業員、及び労使代表が参加する効果的な労働安全衛生方針を適用することを約束します。

これには、特に、継続的な安全教育による識別（騒音テスト等を含みますがこれに限定されません。）、評価、管理、予防保全、安全作業手順の手段に基づいて、労働者が健康及び安全上の危険にさらされる可能性を最小限に抑えるための広く認められ認定されている労働安全衛生管理システム（例えば、ISO45001又はOHSAS18001）を職場で実施し、運営すること、並びに要求された場合にはベバストに対し上記を証するために対応する証書を提出することが含まれます。サプライヤーは、あらゆる潜在的な緊急事態の影響を特定、評価、最小化するものとし、それぞれトレーニングや訓練を含む適切な緊急時対応計画を実施することを約束するものとします。さらに、サプライヤーは、特に労働災害と労働疾病、産業衛生、機械の保護、衛生、食品、住宅に関して、現地の法律で適用されるすべての規制を遵守することを約束するものとし、特に、これに限定されるものではありません。

ませんが、以下の規則を遵守することを約束します。

- ILO 職業上の安全及び健康に関する条約（1981年）（第155号）
- ILO職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（2006年）（第187号）

サプライヤーは、労働関連の事故や病気をゼロにすることを目指し、労働環境を改善するための継続的な発展を支援するものとします。サプライヤーは、労働安全衛生に関する方針とガイドラインを定め、労働災害や疾病が基本的に予防可能となるように、予防的アプローチを推進するものとします。

サプライヤーは、労働者の安全を確保するために定期的な検査を実施し、事故率、死亡者数、損失日数について意欲的な目標を設定し、その進捗状況を毎年報告するものとします。サプライヤーは、労働者のすべての安全衛生訓練を文書化し、保健サービスへのアクセスを提供するものとします。本項にかかわる適切な手段には、事業所内診療所又は外部の医療提供者への紹介制度が含まれます。

1.9 公的及び私的な警備員の配備

サプライヤーがその業務を保護するために自社の警備員を使用する場合、又は民間の警備サービス会社に警備を委託する場合、サプライヤーはかかる警備員や警備サービスが国際的に認められた人権を尊重していることを確保するものとします。サプライヤーは、人権を無視するような民間の警備サービス会社や公的な治安部隊と契約せず、利用しないものとします。

サプライヤーは、安全保障と人権に関する自主原則を積極的に推進し、人権を尊重する方法で警備員を配置するものとします。この目的のため、サプライヤーは、人権侵害に関連するものを排除できるよう、配備される警備員の身元調査など、適切なチェックを実施するものとします。

サプライヤーは、採用した警備を担当するすべての従業員に対し、職務遂行に際して遵守すべき人権に関する研修を実施するものとします。

サプライヤーは、協力の観点から民間又は公的な警備員によって引き起こされた人権への悪影響を是正し、影響を受けた人又はその代理人と協力して再発を防止するものとします。

1.10 土地、水、森林の権利保護、不法な強制立退きの禁止、少数民族と原住民の尊重

サプライヤーは、土地、森林、水の権利を尊重し、不法な立退きや強制的な立退きを行わず、土地、森林、水を不法に奪取しないことを約束するものとします。サプライヤーは、少数民族、地域社会、原住民の権利を尊重し、とりわけサプライヤーがその事業所で行う事業によって影響を受ける可能性がある場合、事業活動の地域的影響を考慮することに同意します。特に、サプライヤーは、少数民族、地域コミュニティ、原住民の健康、安全、生活への有害な影響を回避するための適切な手段を講じるものとします。サプライヤーは、少数民族、地域コミュニティ、原住民の再定住を違法に強制せず、非自発的な再定住に違法に加担しないものとします。

サプライヤーは、その活動において、「独立国における原住民及び種族民

に関するILO条約（第169号）」に定義される原住民の自由で、事前のかつ十分な情報に基づく同意の原則を尊重し、原住民の権利、社会的・文化的遺産、環境的・経済的利益を尊重するものとします。これには、原住民の土地、森林、水（その管理を含む）、その他の天然資源との関係も含まれます。特に、サプライヤーは以下の規則の遵守を約束します。

- 原住民及び種族民条約（1989年）（第169号）

再定住が必要な場合は、以前の生活条件を回復することを目的として、社会的・経済的な悪影響を最小限に抑え、補償するものとします。サプライヤーは、サプライチェーンにおいて、土地、森林、水の強奪に対して、ゼロ容認方針を確立するものとします。さらに、サプライヤーは、過去に不正に奪われた土地、森林、水に対する是正措置を確立するものとします。

サプライヤーは、地域社会とのあらゆる活動やコミュニケーションにおいて、インクルージョン及び文化的な適切性を確保するものとします。サプライヤーは、特に少数民族や原住民族を含むがこれに限定されない、地域コミュニティとのすべての交流について、透明性のあるコミュニケーションを行い、文書化するものとします。

1.11 人権擁護活動家の保護

製品又はサービスの価値創造プロセスに関連して、人権擁護活動家に潜在的なリスクが生じる場合、サプライヤーは、人権擁護活動家に対するあらゆる形態の威嚇、脅迫、差別、嫌がらせ、中傷、人権擁護活動の犯罪化に反対するものとし、サブサプライヤーに対しても同様の行動をなすよう要求するものとします。

2. 環境原則

サプライヤーは本SCOCの以下の環境原則条項を確実に遵守するものとします。サプライヤーは、特に、生物多様性への配慮、土地利用の最小化、森林伐採の自粛、水質保護、水消費量の最小化、水管理の改善への努力など（ただしこれらに限定されません）、環境保護のための体系的なアプローチを取るものとします。生産資材のサプライヤーは、環境管理システムを確立し、資材、物品、エネルギーの無駄を最小限に抑えるシステムを構築するものとします。サプライヤーは、エネルギー効率の改善に努め、エネルギー消費量の削減に努めるものとします。サプライヤーは、可能かつ実行可能な限度において、再生可能エネルギー資源（例えば太陽光、風力、水力、潮力、地熱、バイオマスなどによる100%グリーン電力）を化石エネルギー源などの再生不可能なエネルギー源に優先して使用するものとします。サプライヤーは、これらのシステムを定期的に見直し、機会とリスク、野心と目標が常に最新の状態に保たれ、適格な従業員がシステムを運用するよう確保するものとします。

2.1 環境保護、エネルギー削減、天然資源保護

ベバストは、トップクラスの製品を生産する上で不可欠なものとして、環境に対する責任を尊重し、引き受けます。そのため、ベバストはサプライヤーに対しても、その事業運営において、同じレベルの精査と責任を期待します。

サプライヤーは、環境保護、責任ある環境エネルギー削減、天然資源、及

び考えられるそれぞれの悪影響に関し、事業場及び施設の管理を実施、維持、及び継続的に改善することを約束するものとします。サプライヤーは、その生産工程及び生産並びにプレハブ製品に使用される全ての材料及び物質が、それぞれ適用される環境規制及びそれを超える、又は補足する環境基準に準拠していることを保証するものとします。また、サプライヤーは、自らの生産及びサプライチェーンにおける環境関連リスクを体系的に特定し、予防原則に従い、環境上の危険及び潜在的な環境破壊を防止（それが不可能であることが証明できる場合には最小化）するための適切な措置を講じるものとします。

サプライヤーは、適用される現地の法律で要求されるすべての環境に関する許可、承認、証明、登録を取得し、維持し、最新に保ち、保管するものとし、また、それぞれの適用される報告手続に従うものとします。

2.2 グリーンマテリアル、資源の保護、再利用とリサイクル

ベバストは、サプライヤーに対しエネルギー、原材料、水などの資源を責任を持って節約して使用するよう求めます。特にサプライヤーは、水源を保護するため、適用される法律や規制を常に遵守し、可能性のある取水と排水を責任を持って管理するものとします。ベバストは原材料の使用に特に配慮しており、サプライヤーには、サプライチェーン全体を含め、ベバスト製品の環境への影響を軽減するためのベバストの努力を支援するよう求めます。サプライヤーは特に以下を実施するものとします。

- 環境に優しい代替材料の開発と使用を促進し、材料の効率的な使用、例えば、二次原材料や代替エネルギーの使用により生産された材料を提案すること。
- エネルギーと水の消費量を削減し、温室効果ガスの排出削減など、環境区画への排出を削減すること。

ベバストはさらに、サプライヤーが環境影響に関する透明性の創出に取り組むことを求めます。サプライヤーの事業及びサプライチェーンにおける温室効果ガス排出と材料使用に関連する情報は、要求に応じてベバストに提供されるものとします（詳細は第2.3項を参照）。

ベバストは循環型経済への移行を支援することに尽力するため、二次原材料、リサイクルしやすい材料、再利用材料、サブアセンブリ及び天然由来の材料の使用、並びに材料効率、クローズドループリサイクルの取り組みを特に重視しています。サプライヤーは、潜在的な対策や改善を提案することで、この分野におけるベバストの活動を支援することを約束するものとします。

2.3 規制物質とCO²排出量

サプライヤーは、残留性有機汚染物質条約（以下に定義）及び水俣条約（以下に定義）に従い水銀及び/又は水銀化合物、有害廃棄物などの規制物質（以下、「規制物質」といいます。）の使用及び排出を削減し、パリ協定（以下に定義）に従い二酸化炭素（CO²）の排出を削減し、GHGプロトコル（以下に定義）に従いCO²排出量を測定・監視する方針を実施するものとします。サプライヤーはベバストの要請に応じて事業体レベル及び製品レベルのCO²フットプリント、すなわち製品のCO²フットプリントを報告しなければなりません。さらに、ベバストの要請に応じて、サプライヤーは、例えば、鉄鋼、アルミニウム、プラスチック、ガラスなどの排出

量の多い材料について、ベバストへ再利用原材料の見積書の使用を開示するものとします。サプライヤーは、有害な排出物、及び/又は規制物質の使用、生産、収集、保管、廃棄、輸出又は輸入を行わないものとし、いずれの場合も、すべての法的要件及び制限値を遵守するものとします。サプライヤーは、中期的にCO²ニュートラル製品に切り替えるものとします。疑義を避けるため付言すると、ベバストとの関係において、サプライヤーは、CO²排出量及びカーボンフットプリントの削減、ならびに規制物質の使用量及び/又は排出量の削減という上記の義務を果たす目的において、実際のCO²排出量又は規制物質の量/値と相殺するために炭素/規制物質の除去証明書及び/又は炭素/規制物質の削減証明書を使用することはできないものとします。上記とは別に、サプライヤーは特に以下の規則を遵守することを約束します。

- バーゼル条約（1989年3月22日）
- 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）と世界資源研究所（WRI）が1998年に共同開催した温室効果ガス・プロトコル（「GHG Protocol」）
- 国連 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2001年）（「残留性有機汚染物質条約」）
- 国連 水銀に関する水俣条約（2013年）（「水俣条約」）
- 国連 2015年に合意されたパリ協定（「パリ協定」）

2.4 材料の明細化

サプライヤーは、納入部品・製品の完全な材料明細を提供し、健康・安全や環境の保護に懸念のある物質の禁止、使用制限、トレーサビリティに関するすべての適用法を尊重し、それぞれの適用される報告体制に従うことを約束します。

2.5 紛争鉱物

サプライヤーが紛争地域や高リスク地域を原産又は経由する原材料を使用する場合、及び/又はサプライヤーがそのような原材料を製品に使用する場合、サプライヤーは、特に紛争地域で使用される鉱物、特にタンタル、スズ、タングステン、金の原産地に関する方針を実施し維持することを約束し、この方針は透明性規制の中において、特に紛争鉱物に関する適用される強制力のある法令に準拠するものとします。さらに、サプライヤーは、サプライチェーンに沿った実際の、そして潜在的な悪影響のリスクを最小化するために、サプライチェーン・デューディリジェンスを効果的に実施するものとします。また、サプライヤーは、リスクを体系的に特定し、優先順位を付け、対策を講じる方法を適切な方針に記述するものとします。特に、サプライヤーは、紛争鉱物に関する以下の規制等を遵守することを約束します。

- 紛争影響地域及び高リスク地域原産のスズ、タンタル、タングステン、それらの鉱石及び金のEU輸入業者に対するEU規則 No.2017/821

サプライヤーが3TG（スズ、タンタル、タングステン、金）の供給者である場合、又は製品にこれらの原材料を使用する場合、サプライチェーン内

のすべての製錬業者と精製業者がOECDに準拠したデューデリジェンスを行っているかどうかを特定し、開示し、評価するものとします。上記の場合、サプライヤーは、最低限、責任ある鉱物保証プロセス（RMAP）のような確立された手順を用いるものとします。サプライヤーは、生産開始時に、これらの原材料が責任ある鉱物イニシアティブ（RMI）のRMAPの要求事項（ステータス：適合）を満たす精製業者及び製錬業者からのみ調達されることを確保するものとします。その証拠として、サプライヤーは、遅くとも毎年3月1日までに紛争鉱物報告テンプレート（CMRT）を提供するものとします。使用される製錬業者や精製業者がこの基準を満たしていない場合、ベバストはサプライヤーに対し、長期的にベバスト向けのサプライチェーンからRMAPに準拠していない製錬業者や精製業者を排除するよう要求する可能性があります。

さらに、ベバストはサプライヤーに対し、レアアース、プラチナ、パラジウム、アルミニウム、ニッケル、銅、亜鉛、グラファイト、リチウム、コバルト、クロム、マイカ、3TG、スチール、ガラス、プラスチック、レザー、天然ゴムなど、特定の重要な原材料の使用に関して、責任ある鉱業保証のためのイチニアチブ（IRMA）の認証を提供するよう要請します。

2.6 生態系、生物多様性、水資源保護

サプライヤーは、自らの事業活動が、生物多様性や水、土壌、大気の質に害を及ぼす自然生態系の違法な変化に加担せず、そこから利益を得ないものとします。上記は森林伐採にも適用されますが、森林伐採とは、主に自然林を農地やその他の土地利用に転換することを意味します。サプライヤーは、サプライチェーンに対しても適切なデューデリジェンス措置を講じるものとします。製品のバリューチェーンにおいて、自然林やその他の自然生態系が変化するリスクや、生物多様性、水質、土壌、大気に関するリスクがある場合、サプライヤーは、自然や文化的価値の保護を含め、これらの自然生態系の長期的な保護を支援するための適切なデューデリジェンス措置を講じるものとします。

サプライヤーは、地表・土壌、水及び／又は地下水の汚染を防ぐため、注入物及び土壌損傷の環境適合性を確認するものとします。特に、サプライヤーは、製品の調達及び製造工程が淡水及び／又は海水の水質を危険にさらさないよう、適切な組織的及び技術的な保護措置を講じ、水の消費を最小限に抑え、水の管理を改善するものとします。

2.7 有害物質と廃棄物

サプライヤーは、その敷地内で保管若しくは加工される、又は生産中に発生する、化学物質やその他有害物質を取り扱う場合、適切な識別と表示を実施し、適切な保管場所と加工手順を確保し、従業員への指導を行うものとします。大気汚染、土壌汚染、水質汚染、その他の有害な影響など、これらの物質による危険は、技術的に可能な限り防止するものとします。サプライヤーは、現場で発生する有害廃棄物を注意深く分類し、適切に収集、保管、調整、処分するために、適切な廃棄物管理システムと手順を確立するものとします。また、サプライヤーは、廃棄物が処分の過程で不法に処分されないことを確保するものとします。

3. 企業倫理原則

サプライヤーは、すべての取引において、本SCOCの企業倫理に関する以

下の原則を遵守することを保証するものとします。

3.1 腐敗防止、贈収賄防止及びマネーロンダリング防止

サプライヤーは、その全てのビジネスの交流及び取引において、最高水準の倫理的行動を取るものとし、特に、適用されるすべての腐敗防止法（特に米国海外腐敗行為防止法及び英国贈収賄防止法を含むがこれに限定されない。）を遵守することを約束します。

サプライヤーは、サプライヤー、及びその子会社が、贈収賄、汚職、強要、横領、マネーロンダリングに関して刑事責任を問われる可能性のあるいかなる形態の行為にも関与しないことを確保するものとします。サプライヤーは、約束されたか、申出を受けたか、許可されたか、与えられたか、受領されたか、直接的か又は第三者を通じて間接的であるか否かを問わず、いかなる形態においても、贈収賄若しくは不当又は不適切な利益を得るためのその他の手段に関与しないものとし、その子会社にもさせないよう確保するものとします。原材料を供給するサプライヤーは、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）の原則に従って支払いを開示することを約束するものとします。

3.2 反競争的行動

サプライヤーは、適用される法令に従い、公正なビジネス、広告、競争について適用されるすべての基準を守るものとします。特に、サプライヤーは、利益相反を避け、偽造部品の提供や偽造部品から利益を得ることを避け、製品適合性・製品安全性、独占禁止法、輸出規制、経済制裁に関する適用法に従うものとします。

3.3 機密保持

サプライヤーは、関連する法的要件に従い、ベバストから開示されたすべての企業秘密及びその他の法的に保護された情報の機密を保持するものとします。さらに、サプライヤーは、ベバストと締結した秘密保持契約又はベバストと締結した契約に含まれる秘密保持条項に従って、その他のビジネス情報（財政的責任に関するものを含むがそれらのみ限定されません。）の機密を保持するものとします。

3.4 プライバシー及び知的財産

サプライヤーは、ベバストとのビジネス関係の過程で知り得た個人データを、適用されるデータ保護とセキュリティに関する法令及び規制要件にのみ従って処理するものとします。

サプライヤーは、知的財産の保護に関する国内及び国際的に適用されるすべての法律を遵守するものとします。知的財産には、登録可能な財産権（特許、商標、意匠など）、ドメイン、著作権、公正取引要件が含まれます。さらに、サプライヤーは、知的財産権の侵害を避けるために、必要な使用权をすべて有していることを確認するものとします。

3.5 人工知能

人工知能（特に機械学習と深層学習）を開発及び／又は使用するサプライヤーは、人工知能の適用において、責任ある使用と取扱い、説明可能性、プライバシー保護、ならびに安全性と信頼性を確保するものとします。そ

の際には、人間が開発を制御する主体であり続け、機会とリスクが等しく考慮されるようなアプローチに従うものとします。

3.6 制裁

サプライヤーは、適用されるすべての国内及び国際的な制裁措置並びに貿易禁輸措置を確実に遵守しなければなりません。このため、サプライヤーは、制裁違反のリスクを回避するために必要なあらゆる手段を講じるものとします。

4. 一般原則

サプライヤーは、サプライヤーの業務及び自身の事業分野・サプライチェーンにおける製品に関連して適用される法律、規制、及びベバストとの契約（本SCOC等を含みます）を遵守することを保証するものとします。

サプライヤーは、従業員が内部告発制度又はその他の適切な手段により、本SCOCに定める原則に反する行為を匿名で指摘でき、報復から保護されるよう確保します。

5. 報告及び対策

サプライヤーは、自らの事業領域及び／又はサプライチェーンにおいて、本SCOCの違反又は違反のおそれを認識した場合、直ちに適切な是正措置を講じるものとします。また、違反が確認された場合又は公的な調査手続きが行われた場合、サプライヤーは以下のいずれかの方法でベバストに通知するものとします：

- ベバスト内部告発ホットライン: <https://www.bkms-system.com/webasto>又は
- 電子メール: compliance@webasto.com

ベバストの要請により、サプライヤーは、ベバストが本SCOCに記載された規則、法律、原則から生じる義務を遵守できるよう、ベバストに全面的に協力する義務を負います。サプライヤーはベバストが提供する自己開示アンケートに回答するものとし、その知る限りにおいて完全かつ真摯に回答し、関連書類を提出するものとします。

サプライヤー自身の事業領域又はサプライヤーのサプライチェーンにおいて、本SCOCに記載された義務に対する違反が、予見可能な将来において解消できない場合、ベバストはサプライヤー及び／又は関連する第三者と協力し、違反を解消させる、またはその重大性を一定期間内に最小化することを目的とした是正措置計画を策定し、実施します。サプライヤーは、ベバストを可能な限り支援するものとします。

ベバストの要請に応じて、サプライヤーは、本SCOCに定義されたベバストの基準及び要求に関する研修並びに更なる教育に参加するものとします。

ベバストは、サプライヤーが本SCOCに違反し、期限内に違反を是正しない場合、サプライヤーとの供給関係を一時停止又は終了する権利を有するものとします。

6. 監査

ベバストは、合理的な事前通知を行った上で、世界中のサプライヤーの拠点において、本SCOCの条項の遵守状況を監査する権利を有するものとします。この監査は、ベバストの判断により、実地で又は仮想的に行われるものとしますが、それぞれの拠点の通常の営業時間内に行われるものとします。ベバストは、サプライヤーの業務を、合理的に可能な限り、中断させないよう努めるものとします。ベバストはまた、独立した監査人によって監査を実行させる権利を有するものとします。ただし、当該監査人は、ベバストでさえ当該監査の本SCOC関連の結果についてのみ知ることができるという趣旨の書面による秘密保持契約によって、事前に秘密を保持するよう拘束されているものとします。無理由・原因の監査は、1ヶ所につき12ヶ月に1回、1サプライヤーにつき12ヶ月に4ヶ所を超えない範囲でのみ実施することができるものとします。理由・原因のある監査には制限はありません。ただし、何が理由・原因とされるかについては、ベバストの合理的な裁量に基づいて決定されます。監査にかかる費用は、監査中に本SCOCの規定からの著しい逸脱が確認されない限り、ベバストが負担するものとします。

7. コマーシャルフローダウン

サプライヤーは、本SCOCに基づき負うすべての義務を、その下請業者、サブサプライヤー及びその他の補助者に課すものとし、ベバストがそれらに対して少なくともサプライヤー自身に対して有するのと同等の権利を有することを保証するものとします。

本SCOCに署名することにより、サプライヤーは本SCOCの規定を遵守することを確認し、本SCOCと同レベルのそれぞれの企業の社会的及び環境的な責任に関する方針を実施・維持することを約束します。

日付・場所 _____

名称・役職 _____

署名 _____